

## 広島県特定不妊治療支援事業について

### 1 要旨・目的

令和4年4月から不妊治療の保険適用が開始したことに伴い、従来の国の特定不妊治療支援事業が廃止されたため、保険適用外の先進的な治療を実施した場合の自己負担を軽減し、特定不妊治療を受ける方の治療の選択肢が減らないよう支援することを目的に、県独自の特定不妊治療助成制度を新たに創設した。

### 2 現状・背景

令和4年4月から保険適用となった不妊治療は、有効性や安全性に関するエビデンスが十分に蓄積された治療法等に限定されており、保険適用外となった新しい治療法等は、国の先進医療会議の審議を経て「先進医療」と告示されれば、保険診療との併用が認められるが、その費用は自己負担となる。

【不妊治療の保険適用の範囲】（枠内の基本治療はすべて保険適用）



### 3 概要

#### (1) 事業内容

【令和4年度からの新たな広島県特定不妊治療支援事業（単県）】

対象者	妻の年齢が43歳未満の夫婦（県内居住，所得制限なし，事実婚含む）
助成対象	特定不妊治療（体外受精，顕微授精）及び男性不妊治療に併せて行われる先進医療，または先進医療会議において審議中の技術を用いた治療等に要した費用
助成額	自己負担額の1/2，1回当たり5万円（上限）
助成回数	1子につき6回まで（初めて助成を受けた際の治療期間初日の妻の年齢が40歳以上の場合は，3回まで） ※令和4年4月2日から9月30日までは，年齢要件の特例措置あり

※詳細は別紙「広島県特定不妊治療支援事業の概要（申請者用）」のとおり

#### (2) 予算

令和4年度当初予算 144,369千円（単県）

#### 4 その他（関連情報等）

保険適用の前後に継続して行われている治療計画に支障が生じないように、年度をまたぐ1回の治療に限り、経過措置として令和3年度と同様の助成を実施する。

##### 【令和3年度の特定不妊治療支援事業（一部国庫）】

対象者	妻の年齢が43歳未満の夫婦（所得制限なし，事実婚を含む）
助成対象	特定不妊治療（体外受精，顕微授精）及び男性不妊治療に要した費用（国の指定医療機関で実施した治療に限る）
助成額	1回当たり30万円（上限） 採卵を伴わない治療等は1回当たり10万円
助成回数	1子につき6回まで（初めて助成を受けた際の治療期間初日の妻の年齢が40歳以上の場合は，3回まで）